

令和4年度 11月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月4日（金）午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 18人 欠席者 4人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	20番	本村 一	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	21番	副島 幸満	出席
9番	尊田 信明	出席	22番	牛島 和昭	出席
10番	馬郡 文男	出席	23番	田中 節士	欠席
11番	山内 しげ子	出席			
12番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (6件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (23件)

議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理権分）について 委員会決定分 (6件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より令和4年11月の農業委員会総会を開催します。まず皆様方には今回の総会の議案書の配布が昨日となりご心配とご迷惑をお掛けして大変申し訳なく思っております。郵便の関係で昨日届かなかったという事で、今後の対応も検討いたしたいと思っております。それと、先月25日に農業委員でありました〇〇〇〇さんがお亡くなりになられたことをご報告させていただきますとともに、現職の委員さんであることから皆様の互助会よりお香典を出させていただきましたことを併せて報告させていただきます。では総会に入らせていただきます。現在の出席委員は18名、欠席委員さんは4名で、よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。稲刈りも無事に終わり、早い所では麦播きの準備と大変お忙しい中総会にご出席頂きまして大変ありがとうございます。また、意向調査の配布、回収と大変ご苦労様ですが最後までよろしく願いいたしますと、先ほどお知らせがありましたように、〇〇番の〇〇委員さんが10月末にお亡くなりになりました。葬儀には事務局長と私とで参列させていただきました。ご冥福をお祈り申し上げます。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農用地利用集積計画（中間管理権分）について
その他	

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	1件	面積	1, 248㎡
------	----	----	---------

議長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

10月25日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は他の水田も以前より適切に管理されているので、問題はないと思われ
ます。よろしくご審議をお願いします。

議長

質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすること

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

申請地の西側は山林、東側は資材置場、北と南側は畑です。雨水等は自然排水で、残土が農地に入らないように溝を掘るという事です。資材置場が農地に及ぼす影響はないと思われます・

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月25日に〇〇委員さん、事務局2名の4名で現地確認を行いました。この案件は自己破産による売買の為の申請です。その中に約100㎡の畑が入っており、昭和63年に土地改良による換地処分にて宅地に張り付けられたものです。今回宅地を売るということで転用申請をされ、畑の一部に倉庫を建てられていたための始末書添付です。畑もほとんど機能していないので何ら支障はないと思われまますよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人

の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。併せて中原土地改良区からの意見を説明。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月26日に事務局2名と〇〇委員、私とで現地確認を行いました。

申請地の北側は駐車場と開発予定地で管理はされています。西側はスーパー〇〇で東側は民家、南側は道路を挟んで農地が広がっています。道路はスーパーもあることから結構交通量が多く、現在南側の農作業をするときには、開発予定地の南側に膨らんだ所に車を止め行っている状況ですので、今度住宅を建設されるにあたり道路を拡張されると聞いてはおりますが今度アパートで10戸入れられ出入口として今の道路を使用されると思いますので、道路が4m幅に拡張されても、通行の離合は出来ても出入りは大丈夫なのか、農作業用の車に対して移動せよとの苦情が出てこないか、ヘリ防除のおり事前に連絡していても時間が変更になった時など苦情が来るなどトラブルも発生しております。また、スーパー〇〇があることから田んぼに空き缶、ビニール袋等が投げ捨てられ風で飛び散るなど多大な障害が発生する場所です。それと、東部排水のバルブがある場所で基本朝6時から夕方6時までとなっていますが、その音がトラブルとなりかねない場所であることから農業に全く影響がない場所とは言えないと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

現在、農業をされていて近隣住民といろいろなトラブルが発生しています。町としての考えはないのでしょうか。

事務局

〇〇委員さんからのご意見ご質問は、以前から他の農業委員さん、農業従事者さんから聞いてもおりますし、町サイドにも伝えておりますけれど、抜本的な対策、構想が都市計画法における線引きとかなないと商業地利用計画とか分けられておりますが、図面できちんと分けられてあるわけではなく、制約があるかという点と厳しい点はあると思います。けれど、農業委員会からの意見ということで、会長も総合計画の委員もされておられますので、そういう中で意見も述べて頂きたいと思います。抜本的対策がないことはうちだけでなく、経営促進を図っている所は厳しい課題になっていると思います。

議 長

今回の許可の条件として近隣には農地があることを記入していただいて、曜日に関係なく、天候に関係なく作業します。草切での騒音もしますと添えて下さると良いと思います。

〇〇委員

口約束だけでは厳しいと思います。町の条例化出来ないものでしょうか。前からの住民が肩身の狭い立場となり農業がやっていけなくなっています。

事務局

条例として規制できるかは調べてみないとわかりませんが、農地の売買は個人さんと業者の間で契約が取り交わされ、それに基づいて今回は農振除外、転用と手続きが行われました。そうした話し合いの中で農業者からの立場の声として、集落の取り組み方にもよると思いますが、声を上げて頂きたいと思います。会長が言われました意見については、許可の条件とするのか、業者サイドへの農業委員会からの意見とするのか検討はしますが、それが守れないから許可しないとすると、許可の判断基準にかかってくるので、許可権者からでなく一般からの要望として申し添えておきます。それを決定、遵守までのレベルまで持っていくのは現状では厳しい状況かと思います。

議 長

別紙の意見を付けてという事でよろしいでしょうか。

〇〇委員

後から入って来た人達がどうしても強く、地域の問題に任せておいては無理がある。許可するときに条件をつけるべきではないか。

〇〇委員

農道については国の補助金を貰っているので規制も効力もなく強制力はない。話し合いしかないので、初めに条件をつけるとかしないと後になってからでは無理。

〇〇委員

笹野地区に住宅が建つときは、農地のなかに建てるので農作業の影響はありますと町からの条例ではないけれど文書が配布されたと聞きます。代が変わると後からの人達には通用しません。

議 長

今のような意見を添えての提出ではいかがなものでしょうか。

事務局

対応として条件をつけることは厳しいかもしれませんが、法的なことからも関係機関に聞いてみたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（弓）

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月26日に担当地区委員2名と事務局の3名で現地確認を行いました。申請地の北側は前回申請された所で現在開発されています。ただし、ここは段差があるため前回排水を用水路側につけておりましたが、手直ししていただき、26日に確認しました。今回の申請分の雨水等の排水に関しましては、2m弱の段差があるため直接寒水川へ排水されるようになると思いますし、污水関係では公共事業にて問題ないかと思われれます。下段の田んぼは私が耕作しておりますし、その下には4m幅の農道があり、農地に対する影響はないかと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号1番のように、条件付きではありませんが何かつけなくてはよいですか。

〇〇委員

申請地が県道に隣接しているため特段問題はないと思われま

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

10月25日に会長、事務局と一緒に現地確認を行いました。申請人は現在、申請地の東隣3067番地の義父宅に同居されており、住宅用地を探されてあったところ隣が良いということになっての申請です。南側の畑につきましてはもう一つ南側に道路があり出入口は確保されており耕作に支障はないと思われま

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号3について許可相当とすること

に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先議案と同日に現地確認を行いました。申請人は先程の案件の申請人の義父となっています。3067番地に家が建っており、その北側に道路がありますが、道路から家へと急斜面となっているため、そこを登り東側に抜けて南側の駐車場に行くと出入りに大変苦勞をされておられました。譲渡人も先議案での転用後の残農地を利用してくれないかということで申請に至ったわけです。雨水についても北側町道側溝に流れ農地に支障はないかと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

前議案同様10月26日に事務局2名、担当委員〇〇、〇〇で現地確認を行いました。申請地の北側は畑、東側は小屋、南側は住宅、西側は道路を挟んで畑になっています。雨水は道路側溝へ、汚水は下水道に流すということで農業への影響はないと思われま
す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

29ページの登記書が福岡法務局八女支局になっていますが、土地はみやき町でも人手に渡っているのではないですか。

事務局

法務局の字図、謄本類等は全て電子化され、全国何処の法務局でも取られるようになっております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第3号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号6農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

10月26日に4名で現地確認を行いました。申請地の北側の家は空き家同然になっており、その南側と東側の畑を今回申請するものです。東側は高さ2mの段差になっていますので雨水は自然流下、西側にもU字構が入っていますので、下水、排水について特段問題はないと思われまます。ちなみに東側の田んぼを耕作されてあるのは〇〇委員さんです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第3号6について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号6については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局(弓)

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

経営基盤強化促進法分) 案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 20件 所有権移転 3件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理権分)(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局(弓)

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積(中間管理権分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数 貸借権 6件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

- 1.活動記録簿の記載について
- 2.活動記録簿記載の留意点

議 長

12月の総会は、12月 5日（月）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、12月5日（月）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は11月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで11月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番